

議案第 18 号

羽生市長及び副市長の給料の額の特例に関する条例

令和 3 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間に限り、羽生市の市長及び副市長の給料の額は、羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 39 年条例第 2 号）別表第 1 の規定にかかわらず、同表の給料額から市長にあつてはその 100 分の 20 に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を、副市長にあつてはその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

（条例の失効）

- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。

令和 3 年 2 月 24 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明